

10月 町民カレンダー

総合センター 有田 有田衛生施設事務組合
 湯浅いき蔵 湯浅いき蔵 1階 観光交流センター
 田保保育所 武者越保育所 向島保育所

月	火	水	木	金
ダンボール ※1	本・雑紙 牛乳パック ※2	古着 ※3	ペットボトル ※3	新聞 ※2

※1：まとめてしぼって出してください。 ※2：透明または半透明の袋に入れて出してください。
 ※3：透明または半透明の袋に入れて出してください。

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6 消費者相談 区民課 13:00~16:00	7 カン類収集日 献血 観光用駐車場 (総合センター前) 10:00~12:00 13:00~16:00	8	9	10
11 集団健診 有田	12	13 消費者相談 区民課 13:00~16:00	14 ビン類収集日	15	16	17
18	19	20 消費者相談 区民課 13:00~16:00	21 カン類収集日 行政相談 区民課 13:30~15:00	22	23	24
25	26	27 消費者相談 区民課 13:00~16:00	28 ビン類収集日	29	30	31
1	2	3 ・国民健康保険税 第4期納期限 ・町民税(普通徴収)第3期納期限 ・介護保険料 第4期納期限 ・後期高齢者医療保険料 第4期納期限	4	5	6	7

新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等中止のお知らせ

赤い羽根共同募金活動の一部中止のお知らせ

例年10月頃より全国共同募金運動の一環として、湯浅町共同募金委員会で実施しています街頭募金及び事業所訪問の募金活動は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は中止します。

各地区への戸別募金及び役場窓口での個人募金の受付は実施しますので、ご協力よろしくお願いいたします。

問合せ先▶湯浅町共同募金委員会 事務局
 健康福祉課福祉係 (11番窓口) ☎64-1120

「クリーンアップ熊野古道」中止のお知らせ

令和2年度に開催を予定しておりました清掃活動「クリーンアップ熊野古道」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することといたしました。

各地区への戸別募金及び役場窓口での個人募金の受付は実施しますので、ご協力よろしくお願いいたします。

問合せ先▶住民生活環境係 (5番窓口) ☎64-1102



湯浅町文化祭中止のお知らせ

本年度の文化祭は、皆様の健康・安全を第一に考慮し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止させていただくことになりました。

来年度は、紀の国わかやま文化祭2021(国民文化祭)の開催年です。当町も文化祭をより一層盛り上げていきますので、来年度の文化祭にぜひご期待ください。

問合せ先▶教育委員会社会教育係
 (20番窓口) ☎63-1111

人も、会社も、元気にしよう!

中退共の退職金制度

「中退共」は国がサポートする中小企業のための退職金制度です。 ○パートタイマーさんも加入できます。 ○他の退職金・企業年金制度等との併用も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください 中退共 総務課 <http://chutaiikyotaisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234

令和2年度 第4回湯浅町職員採用試験のご案内

☎ 総務広報課総務係 (16番窓口) ☎64-1108

【採用予定人員】

職種	採用予定者数
心理士(虐待対応専門員)	1名

【採用予定時期】 令和3年4月1日

【一次試験日程】 令和2年12月6日①

【受験資格】

- ①年齢・資格に関する要件
 - ・昭和45年4月2日以降に生まれた方
 - ・公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、公益社団法人日本心理学会が認定する認定心理士、または公認心理師資格を有する方で、児童虐待対応について実務経験を有する方
- ②日本国籍を有する方
- ③令和3年4月1日から勤務が可能なる方
- ④地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方



【申込用紙の交付場所及び受付期間】

■交付・受付場所

総務広報課 (16番窓口)

■期間

令和2年10月12日①~11月13日②

9:00~17:00

(土日祝は除く。郵送の場合は、期間内の消印があるものに限りです。)

※郵送による申込用紙の請求は、令和2年10月12日①から11月6日②到着分まで。

ごみのポイ捨ては罰則が科せられます

和歌山県では、ごみの適正な処分、再利用による減量化を推し進めていますが、依然として一部のごみが不法に投棄され、正しく処理されずにいるのが現状です。また、近年ではポイ捨てされたごみが海へ流れ、生態系に大きな影響を与える海洋プラスチックごみの問題がクローズアップされています。

ごみのポイ捨てをなくすため10月1日より「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」が全面施行されました。

この条例では、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」をモットーに、何人に対してもごみの不法な投棄を禁止しています。

県内に環境監視員が配置され、ごみの不法投棄を発見した場合は回収命令を行い、それに従わない場合は、5万円以下の過料が科せられます。

ごみのポイ捨てをなくし、私たちの和歌山をきれいにしましょう。

